三十八、株式会社明治屋食品工場および株式会社明治屋に対する件

昭和四十二年(排)第十一号

排除命令

大阪府大阪市東区南本町二丁目十八番地
株式会社明治屋食品工場
右代表者　代表取締役　磯野謙蔵

神奈川県横浜市中区尾上町五丁目七十六番地
株式会社明治屋
右代表者　代表取締役　磯野謙蔵

当委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社明治屋食品工場は、その販売する「マイレモン」および「マイジュースレモン」と称する商品またはレモンを主原料としないこれらと同種の商品について、今後、当該商品のカルトン、びんのラベルその他これらに類似する物に「マイレモンには新鮮なレモンの香り、成分がそのまま生きています。」、「マイレモンは天然のレモンを当社独特の方法で

搾汁し、風味を充分に生かして加工したもの」、「ジュースレモン」、「Juice Lemon」等の記述、レモンの写真の掲載等により、一般消費者に当該商品がレモン果汁そのままのものまたはこれを主原料とした商品であると誤認される表示をしてはならない。

二　株式会社明治屋は、その販売する「マイジュースレモン」またはレモンを主原料としないこれと同種の商品について、今後、当該商品のカルトン、びんのラベルその他これらに類似する物に「ジュースレモン」、「Juice Lemon」等の記述、レモンの写真の掲載等により、一般消費者に当該商品がレモン果汁そのままのものまたはこれを主原料とした商品であると誤認される表示をしてはならない。

三　株式会社明治屋食品工場および株式会社明治屋は、当該商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、レモン果汁そのままのものまたはこれを主原料とした飲料ではなく、少量のレモン果汁を加えたものである旨を、広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合においては、この広告について指示するものとする。

四　株式会社明治屋食品工場および株式会社明治屋は、前項に基いてした広告について、遅滞なく、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社明治屋食品工場（以下「明治屋食品工場」という。）は、肩書地に本店を置き、大阪府茨木市西河原一番地に事務所を置き、飲料および食料品の製造業を営む事業者であり、株式会社明治屋（以下「明治屋」という。）は、肩書地に本店を置き、東京都中央区京橋二丁目四番地に主たる事務所を置き、主として一般食料品の卸売業を営む事業者である。

明治屋食品工場は、自社工場において製造した百六十ミリリットル、三百ミリリットル（昭和四十二年三月以降）および七百二十ミリリットル入りびん詰の飲料に「マイレモン」という商品名を付し、五百ミリリットルおよび一、八リットル入りびん詰の飲料に「マイジュースレモン」という商品名を付し、前者は、昭和三十四年から、後者は、昭和三十三年から明治屋を通じて東京都その他全国の地域に販売している。

明治屋食品工場は、前記「マイレモン」のカルトン（別添写一の㈠）に「マイレモンは、新鮮なレモンの香り成分がそのまま生きています」、「マイレモンは、天然のレモンを当社独特の方法で搾汁し、風味を充分に生かして加工したもの」等と標示したうえ（以上のうち、昭和四十二年四月以降「天然」の語を削除した。）レモン果実を山積みにした写真を掲載し、また、七百二十ミリリットル入りのびんの裏貼（別添写一の㈡）には、昭和四十二年四月まで「此のジュースは天然のレモンを当社独特の方法で搾汁し、風味を充分に生かして加工したもの」と標示し、さらに明治屋食品工場は、「マイジュースレモン」のすべてのカルトンに、また、明治屋は五百ミリリットル入り「マイジュースレモン」のカルトン（別添写三の㈠）に明治屋食品工場と共同して「マイジュースレモン」および「My JUICE LEMON」と標示したうえ、レモンの果汁の写真を掲載し、また、明治屋食品工場は、一、八リットル入りのびんの表貼（別添写二の㈡）に、レモンの果汁の写真を掲載し、あたかも当該商品がレモン果汁そのままのもの、または、これを主原料とした飲料であるかのように表示している。

しかるに、「マイレモン」および「マイジュースレモン」は、レモン果汁そのままのものでもなく、また、これを主原料としたものでもなく、「マイレモン」は、水にクエン酸、香料、乳化香料、ビタミンC、少量のレモン果汁（昭和四十一年十月から同四十二年四月までは、レモン果汁なし。）等を配合し、または添加した飲料であり、また、「マイジュースレモン」は、水に夏みかん果汁、少量のレモン果汁、砂糖、香料、乳化剤等を配合し、または、添加した飲料である。

よつて、明治屋食品工場は、「マイレモン」および「マイジュースレモン」の品質について、また、明治屋は、「マイジュースレモン」の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしたものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、明治屋食品工場および明治屋の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反する。

昭和四十二年五月三十一日

公正取引委員会

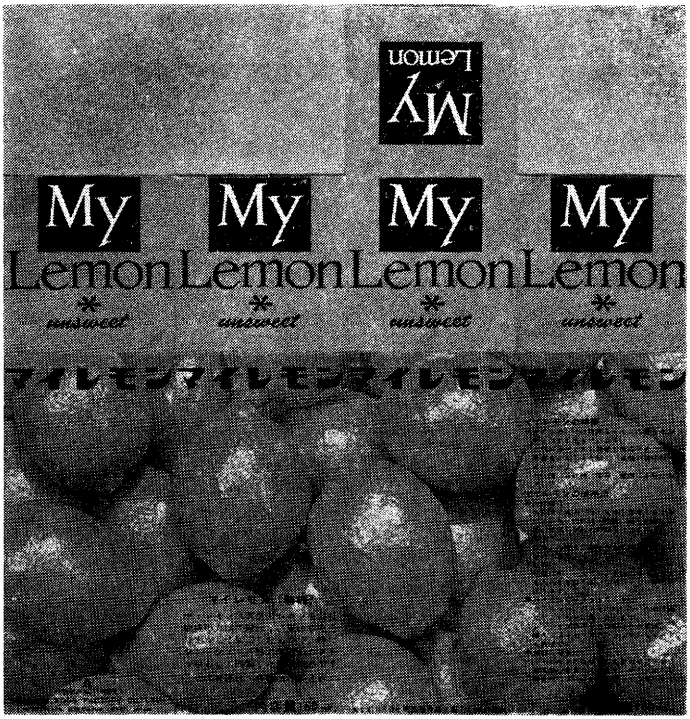
委員長　北島武雄

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

別添写一の(一)


My
Lemon
My
Lemon
My
Lemon
My
Lemon
unsweet
unsweet
unsweet
unsweet
マイレモンマイレモンマイレモンマイレモン


MEIDI-YA'S
My
マイレモン
Lemon
unsweet
MEIDIYA CO.LTD

別添写三の(一)



別添写一の(二)

